

USPTO、特許手数料調整案を公表

2018年8月17日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）は、8月8日、特許諮問委員会（PPAC）に対し、特許手数料変更の意向を通知¹し、関連資料を庁ウェブサイト²で公表した。

Andrei Iancu 長官は PPAC に宛てた書簡³で「この調整案は手数料を穏当に上げるもので、USPTO が米国イノベーションエコシステムを強化し、信頼性と予見性を持つ強い知的財産権を与えることを可能にする」とし、さらに、「この調整案が決定された場合、施行日は2021年1月以降になる」などとしている。

手数料の値上げが最も顕著なのは AIA レビューに関わるもので、約 25%の値上げが提案されている。これは最高裁が SAS 事件判決⁴で「USPTO は IPR 申請された全てのクレームについて特許性の有無についての審理を行わなければならない」としたことに対応するもので、Iancu 長官は書簡において「特許手数料の値上げ要因は様々であるが、SAS 事件判決を受けて AIA レビューに関わる PTAB の作業量は大幅に増えた。大幅値上げは理想的ではないものの、手数料と庁側コストとの整合性を高めるのが堅実と考える」などとしている。

(以上)

¹USPTO は米国特許法第 10 条に基づき、PPAC の公聴会を開くことにより手数料改定が可能。なお、PPAC は 9 月 6 日に公聴会を開催し、9 月 13 日まで書面でのコメントを受け付ける予定。

² <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/fee-setting-and-adjusting>

³ https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Letter_from_the_Director_to_PPAC.pdf

⁴ 4 月 24 日付 IP ニュース「最高裁 SAS 事件判決、PTAB は IPR 申請された全てのクレームの審理が必要」参照

https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2018/20180424-2.pdf